

平成28年度 第1回学校体育施設開放運営委員会会議録

- 1 開催日時 平成28年 6月16日(木) 午後2時00分から午後3時00分まで
- 2 開催場所 松山下公園総合体育館 会議室
- 3 出席者 伊東 洋樹委員、上ノ坊 真委員、齊藤 詔一委員、菅原 信夫委員
富澤 沙織委員、遠藤 貴子委員
- 4 欠席者 小宮 ちか子委員
- 5 事務局 小山教育部長、スポーツ振興課 篠原課長、白鳥副主幹、清田主事
桑名主事補
- 6 傍聴者 0人
- 7 会議 以下のとおり

1. 開 会 進行 事務局
2. 委嘱書交付 2名
3. 挨拶 印西市教育委員会教育部 部長 小山 健治
4. 印西市学校体育施設開放に関する規則について
5. 議 題

(1) 学校体育施設開放の現状について

- 事務局説明 —
- 質 疑 —
- 特になし

(2) 学校プール開放について

- 事務局説明 —
- 質 疑 —

(議長) 昨年度の学校プール開放の実績を教えてください。

(事務局) 昨年度は、民間委託業者により8校、地域団体の直営により3校の開放を行い、地域や学校の児童数の違いから若干のばらつきはありますが、全体で8,742名の利用がありました。利用者数の多いところでは、西の原小学校1,397名、滝野小学校1,291名、内野小学校1,290名、いには野小で1,221名、などの実績となっております。

(委員) 利用方法についてですが、開放期間中であれば、市民は好きな時間に行き、プールに入っていいいということですか。

(事務局) 1日の開放時間が決まっており、午前が9時30分から11時30分までの2時間、午後が1時から3時までの2時間となっていますので、この時間内であれば、どの時間に来ていただいても大丈夫です。

- (委員) 特に事前の予約などは必要なく、利用できるということですか。
- (事務局) 事前の予約等は必要ありません。ただし、プールの大きさや監視員の負担等を考慮し、一度にプールに入れる人数の最大の目安を100名程度としているため、入り口で制限をさせていただく場合もあります。
- (委員) 混雑しているような場合は、少し待つ必要があるということですか。
- (事務局) そういうことになります。
- (委員) 学校プールが開放されるということは、学校では、小学生に知らされているのでしょうか。
- (事務局) 事業の周知といたしましては、まず、7月1日号の市の広報誌及びホームページで開催通知をさせていただく予定です。
- (委員) 今年は各学校にチラシは配布されますか。
- (事務局) 市内の全小学校に児童数分のチラシを配布予定です。
- (委員) 民間業者委託によるプール開放についてですが、監視員は何名いますか。また、チラシについては、小学校のみ配布予定なののでしょうか。
- (事務局) 監視員についてですが、1校につき、現場を統括する責任者となる管理指導員を1名と、プールの四隅を監視する監視員を4名配置いたします。
- (委員) 合計5名でプールを管理するということですか。
- (事務局) 常時5人は監視に携わる方がプールにいるということになります。2点目のチラシにつきましては、小学校のプールを開放するということなので、小学生を対象に配布をさせていただく予定です。
- (委員) 大人でもプールに入ることができるのでしょうか。
- (事務局) 対象は小学生以上となりますので、大人の方も利用していただけます。
- (議長) 実際に大人が来ることはあるのでしょうか。
- (事務局) 昨年度の実績を見ますと、大人の方の来場実績もあります。お子さんと同伴で来られる方が多いようです。
- (委員) 今年は水不足の問題も出ており、取水制限ということにもなっていますが、水不足により、直前になってプール開放を中止するということもあるのでしょうか。
- (事務局) 現時点ではそこまでの事態は想定しておりませんが、市内で制限等がかかった際には、対応を考えたいと思います。

(3) その他

— 事務局説明 —

特になし

— その他質疑 —

- (委員) 現在小学校の体育館を利用していますが、今年度教頭先生が代わったためか、利用団体の会議を開いた際に、校庭花壇の草刈りに参加してほしいとの

要請があり、参加しました。他の学校でもそのようなことはあるのでしょうか。

(議長) 体育館のワックスがけなどは協力したことがあります。

(委員) 小倉台小学校の例でいうと、昨年度、父母と教職員の会で環境整備を行った際には、学校開放の利用団体にも参加していただきました。声を掛けたわけではなく、団体には自主的に参加していただきました。また、校庭を利用している野球の団体は、草刈りなども自主的に行っていました。

(議長) 今の「自主的に」という言葉もあったように、利用者と学校で日頃から上手く連携して活動していくことが必要ではないでしょうか。

(委員) 小学校の体育館を利用していますが、教頭先生や校長先生が代わることによって、使用方法などに違いが出てくる場合があります。例えば、過去に、冬場の体育館でストーブを利用させていただいたことがありますが、教頭先生が代わってから使えなくなってしまいました。他の学校では使えるところもあると聞いていますが、市では統一していないのでしょうか。

(事務局) 学校備品の使用につきましては、学校ごとに、管理指導員の先生のやり方次第となっているのが現状です。ストーブの使用に関しても、市で統一して管理しているということではありません。

(委員) 先生によってばらつきがあるというのはどうなのでしょう。印西市全域で禁止されているということなら理解できますが、学校によって使えるところと使えないところがあるのでは、利用者としては納得し難い部分があります。

(事務局) 行政の判断を仰ぐということになると、火器厳禁ということから、全体として使用できないという方向になるかと思います。

(委員) 学校の現状でいうと、学校活動の延長線上にあるような PTA バレーの活動等では、学校の好意で使用していいというようなことがあるかもしれませんが、基本的には、火器厳禁ということで使えないと思っていただいた方がいいと思います。

(議長) ストーブの件に限らず、教頭先生や校長先生が代わることにより、使用の条件が大きく変わるということはよくありますが、そのような使用方法等については、後任の先生に引き継ぎがなされるものなのか、新しい先生のやり方になるのか、学校側の意見を聞きたいと思います。

(委員) 基本的には前任者から踏襲されるものかと思いますが、先生によっては、前任校での経験等から、やり方が変わる場合もあるでしょう。利用時間や用具の使い方など基本的な部分については変わらなくとも、教頭先生も管理指導員という立場から、学校教育に支障のない限りでということで工夫してやっていますので、その点ご理解をいただきたいと思います。

6. 連絡事項

次回開催について、事務局より説明。

7. 閉 会

使用した資料

- ・平成28年度第1回学校体育施設開放運営委員会議資料